

令和 8 年 8 月 4 日
17 時 12 分 受付

一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 12番 氏名 川上 幾雄

答弁を求める者 (○をつける) 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

浜田市の財政運営については、行政評価、行革大綱、決算、予算、財政指標など、市が公表した資料を総合すると、表面上は健全に見える一方で、公共施設更新、人口減少、災害対応、社会保障費増、金利上昇など、複数の財政リスクが同時に進行していることが明らかである。市民生活の基盤である財政が、今後も持続可能であるのか、素直に「大丈夫なのか！？ 浜田市の財政は」という点について、具体的な考えと方針を問う。

1 浜田市財政の現状認識とリスクの総点検について

(1) 財政指標は健全だが、将来リスクが急拡大している状況について

- ① 令和 10 年以降に集中する公共施設更新の本格化が見込まれる。今後の実質公債費率・将来負担比率の悪化可能性についての認識を問う。
- ② 災害防除対応やインフラ更新のための起債依存が強まっている。起債依存の増加をどのように評価しているかを問う。
- ③ 地方債の利率上昇は今後の財政運営に確実に影響する。長期金利上昇の影響とリスクを財政計画に織り込んでいるかを問う。

(2) 返済財源（基金）の減少と脆弱化について

- ① 公債費ピークに備えるべき基金が減少していることは、極めて危険な状況といえる。減債基金の積み増し方針について問う。
- ② 令和 8 年度予算では、財政調整基金繰入が大幅増となり、基金依存が強まっている。基金依存の現状をどのように評価しているのかを問う。
- ③ 財政調整基金は本来「年度間の財源調整」が目的だが、近年は恒常的な財源補填に使われている。この使い方は財政規律を緩め将来の財政危機を生みかねない。財政調整基金の適正な運用方針を問う。

2 公共施設更新とインフラ長寿命化の財政負担について

(1) 公共施設更新と財政負担について

- ① 美川小学校建替え・金城支所移転など個別の対応はこれまでなされてきたが、これは更新期の序章にすぎず、本格的な更新はこれから到来する。更新期のピークに向けた財政見通しを問う。

- ② 公共施設の大半が築 30 年超であり、今後の更新には数百億円規模になる可能性がある。この更新費をどのように財政計画に織り込んでいるのかを問う。
- (2) 災害リスクと地元土木事業者への配慮について
- ① 異常気象が多発する今日、浜田市でも災害が発生する可能性は高く、災害対応のための投資は不可避であり財政負担は重くなっている。災害対応投資の長期的な財政影響を問う。
 - ② 人口減少により、地元建設業の施工能力は低下しており、災害時の即応性を確保するために地元企業の維持が不可欠である。地元企業の施工能力維持のための発注方針を問う。
 - ③ 発注量の年度間変動が企業の経営を不安定化させ、中期的な発注計画の提示が求められている。年度間の発注標準化の取り組みを問う。

3 自主財源の確保と人口減少の影響について

- (1) 自主財源の確保の現状について
- ① ふるさと寄附は大きな財源だが、返礼品競争の激化で将来の伸びは不透明である。寄附依存のリスクをどう見ているのかを問う。
 - ② 令和 8 年度の市税が減となり、人口減少が税収を直撃している。税収減への対応策を問う。
 - ③ 市有財産の売却は一時的であり、継続的な財源にはなり得ない。資産活用の方針を問う。
- (2) 人口減少の財政影響について
- ① 2020 年から 2025 年で約 5,000 人減少し、生産年齢人口は 2050 年には約 43%まで低下すると予測されている。人口減少の財政影響をどのように見込んでいるのかを問う。
 - ② 民生費の増加は、今後も避けられない状況である。社会保障費増への対応策を問う。
 - ③ 地方交付税の減少は今後も続く可能性がある。交付税減少への備えを問う。

4 ソフト事業の拡大と財政規律について

- (1) ソフト事業の拡大と財源確保について
- ① 子育て支援・福祉・地域活動支援などソフト事業が増加している。ソフト事業拡大の財源確保策を問う。
 - ② 新規事業が増える一方、廃止事業が少なく、財源調整が追い付いていないと思われる。今後のスクラップ・ビルドの具体策を問う。
- (2) 財政運営の基本姿勢について
- ① 人口減少・災害対応・公共施設更新が同時進行する中、事業の優先順位付けが必要となる。優先順位の考え方を問う。
 - ② 基金依存・起債依存が強まる中、財政規律の維持が重要である。財政規律を担保する内部ルールを問う。
 - ③ 財政の厳しさを市民へ正確に伝える必要がある。財政運営の基本姿勢を市民へどう示すのかを問う。

令和 8 年 7 月 24 日

9 時 18 分 受 付

一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 17 番 氏名 岡 本 正 友

答弁を求める者 ☐市長 ☐教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

(☐をつける) 農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員長

発言項目及び要旨

1・人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりについて

わが国では、人口減少と少子高齢化が進む中、地方自治体には、限られた財源や人的資源を有効に活用し、将来にわたり持続可能な行政運営を進めることが求められている。本市においても、人口減少を見据えたまちづくりと市政運営は重要な課題である。

また、市長は市民との対話を重視した市政運営を掲げており、人口減少時代だからこそ、市民との対話を通じて課題や将来像を共有し、協働によるまちづくりを進めることが重要であると考えている。以上の観点から質す。

(1)市民との対話を踏まえた今後の市政運営について

先日開催された「市長と語る会」では、人口減少への危機感をはじめ、行政運営、一次産業、教育、医療、観光、駅前整備など、市政全般にわたる多くの意見や提案が寄せられた。中でも、昨年度の出生数が200人を下回る中、公共施設整備の見直しや行政のスリム化など、人口減少を見据えた市政運営を求める意見が印象的であった。以上を踏まえ、市長の考えを伺う。

- ① 人口減少が加速する中、今後の市政において最も優先して取り組むべき施策をどのように位置付けているのか問う。
- ② 市長と語る会で出された意見を、今後どのように政策へ反映していく考えか問う。
- ③ 人口減少が進む中で、大型事業の必要性や優先順位について、市民の理解と合意形成をどのように図っていく考えか問う。

(2)誰もが安心して暮らせる終活支援（おひとりさま支援条例）について

先般、神奈川県大和市を視察し、「終活支援条例」や「おひとりさま支援」の取組について学んだ。身寄りのない高齢者や単身世帯の増加は、本市においても今後ますます大きな課題になると考える。また、私自身も高齢者の方々から、墓じまいや家じまい、人生の最終段階に向けた準備について相談を受ける機会が増えており、不安を抱える市民は少なくないと感じている。誰もが安心して人生の最期を迎えられるよう、終活を支える環境づくりが必要であると考え、以下について問う。

- ① 本市における単身高齢者及び身寄りのない高齢者の現状をどのように認識しているか問う。
- ② 終活支援相談やエンディングノートなどの取組について、市民への周知・普及をどのように進めていく考えか問う。
- ③ 大和市のような「おひとりさま支援」の仕組みを研究し、本市版の支援制度を構築する考えはないか問う。

(3)地域遺産を活かしたまちづくりについて

岩手県遠野市では、「地域遺産制度」を創設し、文化財だけでなく、地域住民が守り伝えてきた風景や祭り、建物、生活文化などを地域の財産として位置付け、住民主体による保存・活用を進めている。本市においても、前市政で地域のお宝を掘り起こし、まちづくりに生かす取組が進められたが、その成果が現在の市政にどのように継承・活用されているのか見えにくい状況にある。人口減少が進む中、地域の歴史や文化を次世代へ継承し、地域活性化につなげる取組は重要であると考え、以下について問う。

- ① 本市は県内 8 市と比較して指定文化財が少ない状況にあるが、地域に埋もれた歴史・文化資源をどのように掘り起こし、保存・活用していく考えはあるか問う。
- ② 遠野市の地域遺産制度のように、市民参加による地域遺産登録制度を創設する考えはあるか問う。
- ③ 前市政で取り組んだ「浜田のお宝」の調査成果を、現在の市政や地域づくりにどのように生かしているか問う。
- ④ 昨年度の「石州浜っ子夏まつり」では、地域の盆踊りなど伝統芸能を一堂に集めた取組が行われたが、一過性のイベントに終わらせることなく、地域文化の継承や担い手育成につなげるため、今後どのような施策を展開していく考えか問う。

令和8年 8月19日

13時51分 受付

一般質問発言通告書

議席番号 15 番

氏名 小川 稔 宏

答弁を求める者
(○をつける)

(市長) (教育長) 監査委員 選挙管理委員会委員長
農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1 「戦後81年」以降の平和教育について

これまでの81年間、日本では戦争がなく平和な社会が保たれてきたが、安全保障環境の変化と世代交代が進む中で、戦争観も変化してきている。

安全保障関連3文書の年内改定により、国是とされてきた非核三原則の見直しが行われたなか、「非核三原則の堅持を求める意見書」の国会への提出が急増し、7月28日までに36都道府県、128の自治体議会から提出されているとの報道もある。

新たな戦前という言い方もされるいま、国会周辺などで行われているデモでは、戦争反対や憲法守れという声も大きくなっている。歴史的事実を踏まえ、過ちを繰り返さない決意と不戦の誓いのもと、世界の恒久平和実現に向けた努力が求められている。

戦後81年、憲法や平和教育の果たした役割は大きいですが、国際法や国際秩序が軽視され武力行使を伴う侵攻が続く情勢の中で、これまでも増して重要となることから改めて平和教育の意義を問うため、以下質問する。

(1) 学校教育における平和教育の現状と課題について

- ①戦後日本の平和と民主主義において、学校教育が果たした意義について伺う。
- ②政治的中立が強調される中で、教育現場での平和教育の萎縮や形骸化が懸念されるが、実態把握を含め現状について伺う。
- ③戦争の歴史や憲法の立憲主義の考え方はどのように扱われているのか伺う。
- ④児童生徒が戦争や平和について議論できる場や環境は確保されているのか伺う。

(2) 戦争に対する歴史認識と教育の立ち位置について

- ①侵略戦争か自衛の戦争かなど歴史的事実を子どもたちにどのように伝え、平和構築に向けた思考力を育んでいるのか伺う。
- ②子どもたちから「なぜ戦争がなくならないのか」といった質問があった場合に、どのような説明がされるのか伺う。
- ③社会教育の場で平和教育を学ぶ機会を提供する考えはないか伺う。

(3) 核兵器禁止条約や非核三原則に対する考え方について

- ①非核三原則と核兵器禁止条約に関する教科書での扱いや考え方について伺う。
- ②被爆アオギリ二世や青い目の人形などはどのように活用されているか伺う。
- ③被団協などの活動状況や支援についての考え方を伺う。

2 地域経済の持続的発展について

毎年人口は減り、まちの活気や魅力が失われつつある。山陰道の整備が進み、休日には家族連れで益田や出雲に出かける家庭も多く、浜田で稼いだお金が他市で使われ、地域に回らない状況は、地域経済に様々な悪影響をもたらしていると思われる。

日常生活に関わりの深い小売業の現状や課題については一般質問でも多く取り上げられてきたが、人口が減っても地域経済が縮小しない浜田を目指す必要があると考える。今年度は、次期浜田市総合振興計画の策定期間でもあることを踏まえ、地域の持続的発展の観点から商工業振興について取り上げる。

(1) 浜田商業圏における地域経済の現状と問題点について

- ①市民消費が他市に流出しているという感覚がある。浜田市民が他市に落とす消費額など市民の購買動向調査をどこまで詳細に把握・分析しているのか伺う。
- ②浜田市の小売業などの売上げ、事業者数の推移についての把握、他市との比較、分析状況について伺う。
- ③令和8年度は第2次総合振興計画の最終年度であるが、「商工業の振興」における企業支援や事業承継、BUY浜田運動の地域内経済循環への効果などの評価と総括について伺う。

(2) 地域経済の市民感覚と市の施策との乖離について

- ①浜田は魅力ある街だと思っている市民は少ないと感じるが、魅力ある街にしていこうための経済施策をどのように進めるのか伺う。
- ②県立大学生が卒業後、浜田で暮らしてもらえるかの意向調査と理由の把握、大学のある町としての優位性を生かす施策の推進について伺う。
- ③浜田商業圏には外から新しい人や企業が入りにくい構造があるのではないかとこの危惧や指摘がある。行政として開放性や新規参入の促進に向けた支援・環境整備についての考えを伺う。
- ④市内の消費販売額と事業者数を増やすには、浜田で消費したくなる理由を増やすことが重要と考えるが、市の考え方を伺う。

(3) 地域経済の好循環を作るための仕組みについて

- ①「ギャル課」「JK課」「Z世代課」などを設置する自治体もある。若者の意見を取り入れる仕組みや、新たな部署の設置についての考えを伺う。
- ②浜田市の未来を考え課題の共有を図るために、市民、行政、経済界、大学、若者等と一緒に議論できる市民会議のような場が有効と思うが、市の認識を伺う。

一般質問発言通告書

議席番号 9 番

氏名 大谷 学

答弁を求める者

☐市長 ☐教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

(○をつける)

☐農業委員会会長 ☐固定資産評価審査委員会委員長 ☐公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1. 温泉の振興について

(1) 入湯税の減少の分析について

- ① 「統計はまだ」によると平成27年度に18,922,800円あった入湯税は年々減少し、令和7年度には3,385,000円で約6分の1まで落ち込んでいる。割合では市税全体の0.25%から0.03%である。この変化の現状についてどのように分析しているか認識を伺う。
- ② 目的税である入湯税は、具体的にどのような温泉振興に活用してきたのかを伺う。

(2) 「美又温泉うるる」の入浴料金について

- ① 料金設定はどのような考えによるのか伺う。

(3) 温泉法改正に伴う対応について

平成19年に衛生上の観点や温泉利用者の温泉への信頼の確保の観点から温泉利用事業者に対して温泉成分の10年ごとの定期的な分析と、その結果に基づく掲示内容の更新が義務付けられ平成21年末が対応期限であったが、対応できている施設はほとんどない。

- ① この現状についての認識を伺う。
- ② 温泉分析の経費を補助し、法律を遵守させる必要があると思うが、認識を伺う。
- ③ 浜田市全体で掲示方法をわかりやすく統一する必要があると思うが、認識を伺う。

2. 道の駅 ゆうひパーク浜田について

(1) 6月定例会議後の対応の状況について

- ① 進展した項目、進展していない項目は何か、現状を伺う。

(2) 道の駅としての情報発信機能の強化について

- ① 観光地等への誘客や誘導に向けての関係者間における役割分担などの準備状況について現状を伺う。

(3) 利用者増への工夫について

- ① 益田市の持石海岸にあるレストランは、1人当たり3000円以上の食事を予約したグループには、タクシーを用いて約7km離れた益田駅近くまで無料で送るというサービスを行っている。ゆうひパーク浜田においてもこのような利用者増への工夫と挑戦を今後提案すべきと思うが、その認識を伺う。

3. 建替え予定の浜田郷土資料館について

(1) 世界こども美術館に増設する案について

- ① メリットとデメリットをどのように認識しているか伺う。
- ② 収蔵庫の面積は何㎡で、既存の施設の何倍の規模の予定か、その計画を伺う。
- ③ 企画展示室を設けない理由は何か伺う。

(2) 隣接する海のみえる文化公園の活用状況について

- ① 令和7年度の公園の活用・使用状況を伺う。
- ② 園内にある野外劇場の整備費を伺う。
- ③ 野外劇場を使用したイベント回数及び動員人数を伺う。

(3) 隣接する海のみえる文化公園を増設・建替え候補地とする提案について

劇場におけるステージとそのバックヤードの適切な広さは、ステージの広さに対して1倍から1.5倍程度とされ、歴史文化財展示施設においても、展示部分の面積に対する収蔵庫部分の広さは、同面積からその1.5倍程度とされるのが一般的である。さらに収蔵庫は調湿調温ができる空調設備のある部屋と、それ以外の部屋にレベルごとに分ける必要もある。しかも、展示室と収蔵庫と資料調査室などは仕事上同じフロアにあるべきだが、こども美術館増設案では、展示室は増設した建物の1階で、収蔵庫は美術館の主に3階に計画され、同じフロアになっておらず、学芸員が資料調査をする研究室もない。企画展示室がないということは、学芸員が調査研究した事項を発表する場がないことになり、学芸員の研究意欲の低下や他の重用される博物館等への転職に繋がりがかねない。小中学生に対してレクチャーする講義室もないなど、資料館としての形を成していない案である。機能を重視し必要な収蔵庫等の部屋を確保するためには、一定の面積を確保する必要がある。こども美術館に隣接する海のみえる文化公園を候補地とすることは、その意味において最適と考える。

- ① 新たな土地取得はなく土地の有効活用度が増す。収蔵庫などの保存や研究の機能が確保できる。美術館に隣接するので一体的運営ができる。高台なので大麻山・港・浜田城や日本遺産の外ノ浦など歴史的景観を一望して実感できる。県立大学生との連携がしやすいなど、利点が大きいため候補地として研究してみてはどうか、市の見解を伺う。

一般質問発言通告書

議席番号 3 番

氏名 岡山 令子

答弁を求める者
(○をつける)
員長

市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1 こどもの権利条例制定を見据えた子どもの活動支援について

浜田市では現在、こどもの権利条例の制定に向けた取組が進められている。

こどもの権利条例は、子どもを権利の主体として位置付け、子どもが安心して成長し、自分らしく生きることのできる社会を実現するための重要な基盤となるものである。

一方で、全国の自治体における子どもの権利に関する条例を見ると、条例の理念を示すだけでなく、子どもの意見表明や社会参加、子ども自身の活動を支えるための具体的な仕組みや財政的支援を設けている自治体もある。

条例を制定すること自体を目的とするのではなく、条例に掲げた「子どもの権利」を、子どもたちの日常の中で実感できるものとしていくためには、子ども自身がやりたいことを考え、挑戦し、地域や社会に関わる活動を支援する仕組みが必要であると考えます。

そこで、こどもの権利条例制定後に、その理念を具体的な施策につなげ、子どもの主体的な活動を支援していくための取組について伺う。

(1)こどもの権利条例制定後の具体的な施策について

① こどもの権利条例の制定後、条例の理念を具体的な施策にどのようにつなげていく考えか伺う。

② 子どもの意見表明や社会参加だけでなく、子ども自身が主体となって行う活動やチャレンジを支援する必要性について、市はどのように考えているか伺う。

(2)子どもの主体的な活動への支援について

① 子どもたちが自ら企画し、地域活動や文化活動、交流活動などに取り組む際に、活動費等を支援する「子どもの活動支援補助金」のような制度を創設する考えはあるか伺う。

② 子ども自身の「やってみたい」という思いを起点とした活動を支援するため、既存の補助制度とは別に、子どもを対象とした柔軟な支援制度を設ける考えはあるか伺う。

③ 子どもの活動支援を行う際、子ども自身が企画・申請・実施・振り返りまで主体的に関わる仕組みを取り入れる考えはあるか伺う。

(3) 条例を理念に終わらせないための仕組みについて

① 条例に掲げる子どもの権利を、子どもたちが実際に「権利が保障されている」と実感できるものにするため、条例制定後の具体的な取組をどのように検証していくのか伺う。

② 子どもの活動支援について、子ども自身の意見を聴きながら制度をつくり、継続的に改善していく仕組みを設ける考えはあるか伺う。

2 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトについて

浜田市では、「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトが採択され、国の補助制度を活用し、交通空白の解消に向けた地域交通の各種分析や公共交通事業者へのヒアリング等を行うこととなっている。

本事業では、交通事業者や地域住民を交えたワークショップ等を通じて、地域交通の課題を整理し、具体的な実証・実案につなげていくことが示されている。

地域交通の再構築を進める上では、行政や交通事業者が交通サービスを提供する側として検討するだけではなく、実際に地域で暮らし、交通を利用する住民自身が、現在どのような移動に困っているのか、将来どのような交通が必要になるのかを考え、主体的に議論に参加することが重要である。

特に、地域住民が自分たちの地域の交通について考える機会を設けることは、単に交通施策への意見を聴取するだけでなく、地域交通を「行政や交通事業者に任せるもの」から「地域で一緒に考えるもの」へと転換していくきっかけにもなると考える。

そこで、本事業における住民参加のあり方と、地域住民が主体的に地域交通について考え、交通事業者や行政と対話する機会の創出について伺う。

(1) ワークショップの実施内容について

① 本事業において予定されている、交通事業者や地域住民を交えたワークショップについて、現在どのような内容、参加者、開催方法を想定しているのか伺う。

② ワークショップでは、現在の交通に対する困りごとや利用実態だけでなく、将来的に地域にどのような交通が必要になるのかについても、住民とともに検討する考えがあるか伺う。

(2) 地域住民の主体的な参画について

① 地域住民を単に意見を聴く対象とするのではなく、地域交通をともに考える「当事者・主体」として位置付ける考えがあるか伺う。

② 地域ごとの交通課題や将来の生活を住民自身が考え、交通事業者や行政と対話する機会を、今回の事業を契機として設けていく考えがあるか伺う。

③ ワークショップ等で出された住民の意見や提案を、今後の地域交通の実証や具体的な施策にどのようにつなげていくのか伺う。

3 市民から寄せられた意見へのフィードバックのあり方について

浜田市では、市長直行使や市長と語る会など、市民から市政に対する意見や提案を聴くためのさまざまな仕組みが設けられている。市長直行使についても、寄せられた意見を市長が確認し、担当部課において対応を検討した上で、回答を行う仕組みとなっている。

また、現在も市長直行使について、寄せられた意見とその回答を市ホームページで公表している。

一方で、市民から寄せられた意見が、その後どのように市政の改善や事業の見直しにつながったのかについては、市民から見ても分かりにくい状況にあるのではないかと考える。

市民が意見を届けることの意義を高めるためには、「意見を聴く」「回答する」だけでなく、「その意見によって何が変わったのか」を市民にフィードバックすることが重要である。

市民の声を政策や事業の改善につなげ、その成果を市民に分かりやすく伝えることは、市民の行政への信頼を高めるだけでなく、市民のまちづくりへの参画を促すことにもつながると考える。

そこで、市民から寄せられた意見を、回答で終わらせるのではなく、その後の改善や成果まで含めてフィードバックする仕組みについて伺う。

(1)市民の意見が市政に反映された事例について

① 市長直行使などを通じて寄せられた市民の意見・提案について、実際に事業や制度の改善、見直しにつながった事例を、市としてどの程度把握しているのか伺う。

② 市民から寄せられた意見によって、市政や行政サービスがどのように変わったのかを、市民に分かりやすく示す必要性について、市はどのように考えているか伺う。

(2)市民の声を「改善事例」として発信する仕組みについて

① 現在の市長直行使における「意見」と「回答」の公表に加え、「市民の声を受けて、このように改善しました」という形で、改善事例を市ホームページや広報紙等で発信する考えはあるか伺う。

(3)市民の声を市政参加につなげる仕組みについて

① 市民から意見を聴き、回答するだけでなく、「意見を聴く→検討する→改善する→結果を市民に伝える」という一連のサイクルを構築する考えはあるか伺う。

② 市民が「自分の声によってまちが変わった」と実感できることが、市民の市政への参画や主体的なまちづくりにつながると考えるが、市の見解を伺う。